

G · I · P · S

Global Investment Performance Standards

ガイダンス・ステートメント: エラー訂正

採択日: 2010年9月28日

発効日: 2011年1月1日

遡及適用: 無し

翻訳: 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

www.gipsstandards.org

本資料は、GIPS Executive Committee が採択した「GIPS ガイダンス・ステートメント：エラー訂正(GIPS Guidance Statement on Error Correction)」全文(英語)の日本語訳である。翻訳は、日本における GIPS カントリー・スポンサーである公益社団法人 日本証券アナリスト協会が行った。本ガイダンス・ステートメントの日本語訳と原文である英語版との間に矛盾があるときは、英語版を正本とする。本翻訳物の著作権は、公益社団法人 日本証券アナリスト協会に属する。

The copyright of the Japanese Translation of the GIPS Guidance Statement on Error Correction owned by the Securities Analysts Association of Japan (SAAJ[®]).

When there is a discrepancy between the English version and the Japanese Translation of this guidance statement, the English version is controlling.

The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ[®]) is an endorsed Country Sponsor authorized by the GIPS Executive Committee to promote the GIPS Standards. The GIPS[®] trademark and logo and the GIPS standards are owned by CFA Institute. www.gipsstandards.org.

序 論

グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）に準拠表明している会社は、個別に検討を要するような、エラー（過誤）を発見する可能性がある。最も厳しい管理下においても、エラーは発生する。エラーには、数量的なエラーおよび/もしくは定性的なエラーがある。本ガイダンス・ステートメントは、準拠提示資料に関するエラーについてのみ記述する。本ガイダンス・ステートメントは、GIPS 広告ガイドラインに従って作成された広告において発見されたエラーについては論じていない。

背 景

さまざまな理由により、エラーは会社のプロセスの中で発生し、GIPS 基準に準拠したコンポジット提示におけるエラー、あるいはコンポジット提示に直接関係するエラーを招くことがある。エラーとは、準拠パフォーマンス提示における記載漏れまたは不正確な部分と定義される。

準拠提示資料のエラーは、次のような事項の間違い、不完全さ、または記載漏れが原因となりうるが、これらに限定されない。

- コンポジット・リターン
- ベンチマーク・リターン
- コンポジット資産額
- 会社の資産額
- コンポジット中のポートフォリオ数
- 内部的ちらばりの測度
- 3年間の事後的な標準偏差、および
- 開示事項

準拠提示資料のエラーは、次のような事項が原因となりうるが、これらに限定されない。

- インプット・データのエラー
- 前期調整
- システムまたはスプレッドシートの計算エラー
- ポートフォリオのコンポジットへの組入れ間違い
- ポートフォリオのコンポジットへの組入れ・除外タイミングの間違い
- 取引ミス
- コーポレート・アクションの間違い
- ソフトウェアのエラー
- キャッシュフローの取扱いの間違い
- プライシングまたは為替レート上の問題
- ベンチマーク提供元からの間違ったベンチマーク・リターン
- カスタム・ベンチマーク・リターンの計算間違い
- GIPS 基準に準拠し、かつ準拠を維持するために使用された方針および手続の作成または実施における不備
- 内部のコミュニケーション不足

基本原則

会社は、GIPS 基準の基本原則は、公正な表示と完全な開示であることに留意しなければならない。したがって、会社は、虚偽の、または誤解を生ずるようなパフォーマンスもしくはパフォーマンス関連の情報を提示してはならない。GIPS 基準の目的の 1 つは、公正で比較可能であり、かつ完全な開示を確保できる形式により投資パフォーマンスを提示することである。GIPS 基準は、報告、記録管理、マーケティングおよび提示のための投資パフォーマンス・データの正確性と一貫性を確保するために策定された。GIPS 基準は、会社が、すべての見込顧客に対して準拠提示資料を提供するようあらゆる合理的な努力を行うことを必須としている。

また、GIPS 基準は、会社が、GIPS に準拠し、かつ準拠を維持するために使用される、会社の方針および手続を文書化しておかなければならないとしている。その精神に基づき、会社は、エラー訂正に関する方針および手続を作成しなければならない。

さらに、会社は、エラー訂正を含め、パフォーマンスの計算と提示に関して適用される、すべての法律および規制を順守しなければならない。

エラーに適切に対処するために、会社は、次の必須事項に従わなければならない。

- エラー訂正に関する方針および手続を作成し、一貫性をもって実施しなければならない。
- エラー訂正方針において、重要性（materiality）を定義しなければならない。
- 必須開示事項の欠落は、エラーと見なされ、準拠提示資料を訂正しなければならない。

重要なエラーについては、次のとおりである。

- エラーは、訂正され、訂正後の準拠提示資料において開示されなければならない。
- 訂正後の準拠提示資料において、当該変更は、訂正後少なくとも 12 ヶ月間開示されなければならない。会社は、間違っただけの提示資料を受け取っていない見込顧客に提供される準拠提示資料において、重要なエラーを開示する必要はない。しかしながら、準拠提示資料の訂正後少なくとも 12 ヶ月の間に、会社が特定の見込顧客が重要なエラーを含む準拠提示資料を受け取ったかどうかを判定できない場合には、その見込顧客に、重要なエラーを開示した訂正後の準拠提示資料を配布しなければならない。このことにより、提示資料の訂正後、少なくとも 12 ヶ月間使用すべき準拠提示資料を 2 種類作成することが必要となる可能性がある。
- 訂正後の準拠提示資料は、間違っただけの提示資料を受領したすべての既存顧客に配布しなければならない。
- 訂正後の準拠提示資料は、間違っただけの準拠提示資料を受領したすべての見込顧客およびその他関係先に配布されるよう、あらゆる合理的な努力が行われなければならない。しかしながら、会社は、その会社の顧客とならなかったため、もはや見込み顧客とは見なされない、過去の見込顧客に対しては、訂正後の準拠提示資料を提供する必要はない。会社が現在の見込顧客と、もはや見込顧客とはみなされない過去の見込顧客を区別したい場合には、会社はどの時点で見込顧客が、当該コンポジット戦略にもはや興味がない、もしくは投資する資格がなく、したがってそのコンポジット戦略の見込顧客とはみなされないかを決定する手続を定めなければならない。

い。もし、会社が、見込顧客と過去の見込顧客を区別することができない場合には、会社は、訂正後の準拠提示資料を両方のグループに送付しなければならない。

勧奨事項は、次のとおりである。

- エラー訂正に関する方針および手続は、明確であるべきであり、また、エラーを発見し、訂正するための具体的な手順を含むべきである。
- エラー訂正に関する方針および手続は、該当するすべての関係先に訂正後の準拠提示資料を配布する方法を含むべきである。
- エラー訂正に関する方針および手続は、エラー内容と実施した対策を文書化する手続を含むべきである。

エラーが発生した場合には、会社は、その影響を評価し、訂正行為が上記の基本原則に合致しているかを判断することが重要である。

エラー訂正に関する方針および手続

会社の管理手続は、エラーを軽減し、また、発生したエラーを識別するために大変重要である。会社が、その組織内で GIPS 基準への準拠に一体的に係わっている部署を確認し、それら部署の相互連絡を確実にすることによって、GIPS 基準準拠に影響するすべての分野が会社のエラー訂正方針に含まれていることが重要である。組織内に、準拠提示資料における重要なエラーが上申される仕組みが存在すべきである。

エラー訂正に関する方針および手続が作成され、一貫性をもって実施されなければならない。会社は、エラーを発見し訂正するための具体的な手順を含む、明確なプロセスを作成するよう努力すべきである。

会社は、エラー訂正に関する方針および手続において、重要性（materiality）を定義しなければならない。重要性が定義されれば、会社は、さまざまな段階のエラーの取扱い方法について決定することができる。会社の方針は、エラーの重要性と性格がさまざまなシナリオを捕捉できるよう幅広いものとなることを考慮しつつ、適切な手順を示すべきである。また、エラー訂正に関する方針および手続は、訂正後の準拠提示資料をすべての該当する関係先に配布する方法、およびエラー内容と実施した対策を文書化する手続を含むべきである。エラー訂正に関する方針および手続の作成に当たっては、会社は、次の要素を勘案すべきである。

- 絶対的および相対的な観点からのエラーの重要性
- エラーがベンチマークと比較して重要か
- リターンが過大または過小評価されているか
- 開示の漏れまたは誤りの重要度
- エラーは何期かにわたりリターンに影響を与えるか、またはタイミングの問題か
- エラーにより影響を受ける期間
- これらの方針が会社全体、または特定のコンポジットに適用されるか
- 間違った準拠提示資料が見込顧客に提供されたか

- 間違っただけの準拠提示資料が、もはや見込顧客とは見なされない、過去の見込顧客に提供されたか
- 顧客が間違っただけの準拠提示資料を受領したか
- その他の関係先が間違っただけの準拠提示資料を受領したか
- 会社がエラー訂正に関連した法的もしくは規制上の義務を負っているか

重要性 (materiality) の定義

エラーの大きさと影響度は、資産タイプ（例えば、株式、確定利付証券、新興市場株式）、報告期間（例えば、月次、四半期、年次のリターン）、時期（例えば、特定の日より前、5年以上前）等により異なる。エラーが見込顧客の投資判断に影響を及ぼすかどうか、エラーの重要性およびその問題解決のための適切な対策を決定する重要な要素となる。

エラー訂正

運用会社が、準拠パフォーマンス提示に影響を与えるエラーの存在に気づいた場合には、会社が予め作成したエラー訂正に関する方針および手続に基づき、どのように対処すべきかを決定しなければならない。エラーの取扱い方法について、会社には、一般に次のような4つの選択肢がある。

1. 対処しない。
2. 準拠提示資料は訂正するが、当該変更について開示しない。
3. 準拠提示資料を訂正し、当該変更について開示するが、訂正後の提示資料は配布しない。
4. 準拠提示資料を訂正し、当該変更について開示するとともに、間違っただけの準拠提示資料を受領したすべての見込み顧客その他関係先に訂正後の準拠提示資料を配布するようあらゆる合理的努力を行う。

1. 対処しない：

予め作成されたエラー訂正の方針および手続により、エラーは重要でないと見なされ、準拠提示資料におけるデータまたは開示事項を変更する必要がない。

2. 準拠提示資料は訂正するが、当該変更について開示しない：

エラー訂正の結果、準拠提示資料における1つ以上の項目に変更があるが、予め作成されたエラー訂正の方針および手続により、これらの変更は重要ではなく、したがって、変更の開示、および間違っただけの準拠提示資料を受領した関係先に対する訂正後のパフォーマンス提示の配布を必要としない。

3. 準拠提示資料を訂正し、当該変更について開示するが、訂正後の準拠提示資料は配布しない：

エラー訂正の結果、パフォーマンス提示における1つ以上の項目に変更があるが、予め作成されたエラー訂正の方針および手続により、重要なエラーとは見なされない。したがって、会社は訂正後の準拠提示資料を配布しない。しかし、エラーは、訂正後の準拠提示資料において当該変更を開示することが必要である。

4. 準拠提示資料を訂正し、当該変更について開示するとともに、間違っただけの準拠提示資料を受領したすべての見込顧客その他関係先に訂正後の準拠提示資料を配布するようあらゆる合理的な努力を行う：

予め作成されたエラー訂正の方針および手続により、重要なエラーと見なされ、したがって、訂正、および訂正後の準拠提示資料における当該変更の開示が必要となる。会社は、間違っただけの準拠提示資料を受領したすべての既存顧客に対して、訂正後のパフォーマンス提示を配布しなければならない。さらに、会社は、間違っただけの準拠提示資料を受領した、すべての見込顧客およびコンサルタント、検証者等の関係先に対して、訂正後の準拠提示資料を配布するようあらゆる合理的な努力を行わなければならない。会社は、その会社の顧客とはならなかったため、もはや見込顧客とはみなされない、過去の見込顧客に対しては、訂正後の準拠提示資料を提供する必要はない。当該変更は、準拠提示資料の訂正後少なくとも12ヶ月間は、各準拠提示において開示されなければならない。

会社は、間違っただけの提示資料を受け取っていない見込顧客に提供される準拠提示資料において、重要なエラーを開示する必要はない。しかしながら、準拠提示資料の訂正後少なくとも12ヶ月の間に、会社が特定の見込顧客が重要なエラーを含む準拠提示資料を受け取ったかどうかを判定できない場合には、その見込顧客に、重要なエラーを開示した訂正後の準拠提示資料を配布しなければならない。このことにより、提示資料の訂正後、少なくとも12ヶ月間使用すべき準拠提示資料を2種類作成することが必要となる可能性がある。

例示

準拠パフォーマンス提示資料におけるコンポジット・リターンへの誤りに係る基本的なエラー訂正プロセスには、次のような手順が含まれる。

1. リターンを再計算し、エラーを数値化する。
2. 予め作成されたエラー訂正に関する方針および手続に基づき、エラーが重要かどうかを判断する。
3. 予め作成されたエラー訂正に関する方針および手続に基づき、最も適切な対策を決定する。
4. 元々のリターン、訂正後のリターン、および実施した対策を文書化する。

開示の誤り、または漏れに係る基本的なエラー訂正プロセスには、次のような手順が含まれる。

1. コンポジットで開示されている事項と GIPS 基準で必須とされる開示事項とを比較する。
2. 準拠提示資料に開示漏れがあるかを含め、エラーが発生したかどうかを判断する。
3. 予め作成されたエラー訂正に関する方針および手続に基づき、エラーが重要かどうかを判断する。
4. 予め作成されたエラー訂正に関する方針および手続に基づき、最も適切な対策を決定する。
5. 元々の情報、訂正後の情報、および実施した対策を文書化する。

発効日

本ガイダンス・ステートメントの発効日は、2011年1月1日である。本ガイダンス・ステートメントの旧版は GIPS 基準のホームページ (www.gipsstandards.org) で閲覧可能である。